

### 議事要旨(3) 税効果会計に関する実務指針(繰延税金資産の回収可能性に関する事項を除く)の移管

冒頭、小賀坂副委員長より、税効果会計に関する日本公認会計士協会の実務指針(繰延税金資産の回収可能性に関する事項を除く)の移管についての審議を行う旨が説明され、その後、淡河専門研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーからの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

#### 今後のスケジュール等移管に関する具体的な進め方の検討について

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 日本公認会計士協会(以下「JICPA」という。)が作成した税効果会計に関する実務指針の移管に係る今後のスケジュール及び5本の実務指針を1本の会計基準及び2本の適用指針にまとめるという事務局のイメージ案について賛成する。
  - 税効果会計に適用される税率の取扱いについて、全体の移管から切り離して早期に検討するという提案に賛成する。
- あるオブザーバーより、次のコメントがあった。
  - 提案されたスケジュールでは開示項目に関する見直しが2018年3月期より適用されることとなるが、現在公開されている企業会計基準適用指針第54号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」(以下「回収可能性適用指針案」という。)において提案されている早期適用時期から2年間遅れてしまう。全体的なスケジュールはこれで妥当であるとしても、回収可能性適用指針に関連する開示のうち必要性の高いものについては前倒しで早急に開発すべきである。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 開示については回収可能性適用指針案に寄せられたコメントを踏まえて検討するので、現在提案しているスケジュールはあくまで作業上の目安である。今後、開示に関して議論する中で具体的に検討することになる。
- ある委員より、次のコメントがあった。
    - 開示に関する全体的な見直し内容が明らかにならないと、重要性のある開示項目の選別や項目ごとのスケジュールについて議論することはできないのではないかと。
  - ある委員より、次のコメントがあった。
    - 開示について重要な論点となるのは、回収可能性に関する説明であると考えている。当該論点については、国際的な会計基準で求められる開示の評価も含めて時間をかけ

て議論すべきであると考え。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - スケジュールに関しては賛成する。
  - 開示に関しては、特に集中的に優先して検討を行う必要があると考える。

#### 早急に対応すべき論点の追加に関する検討について

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 事務局提案に賛成する。
  - 将来の検討課題とする論点について、今後、重要性が増した場合には追加的に検討するという理解で良いか。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 将来の検討課題とする論点について、今後、重要性が高まるのは移転価格に係る追徴税額に関する論点であると考えられる。当該論点に関する会計処理については整理する必要があると考える。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 専門委員会では、将来の検討課題とするという意味合いについて、これらの論点に対する問題意識に鑑みると現時点で検討を見送ると結論付けるのは妥当ではないため、まずは 5 本の実務指針の移管を完了させることにしたうえで、その後これらの論点の検討に着手するかどうかを判断してはどうかと提案させて頂いた。
- これらの論点の中には、JICPA の監査上の取扱いを会計基準として移管する際に、用語や表現を見直す過程で採り上げられる項目もあると考える。

以 上